

平成26～28年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位: 億円)

事 項		事 業 内 容	平成26年度 予算額	平成27年度 予算額	平成28年度 予算額
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の実施 (注5)	2,915	4,844	5,593
		社会的養護の充実	80	283	345
		育児休業中の経済的支援の強化 (注6)	64	62	67
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	(注2) 544 353	904 392	904 422
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	— — 43	724 1,051 236	724 1,196 390
		国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充等	—	1,864	2,244
	医療・介護保険制度の改革	被用者保険の拠出金に対する支援	—	109	210
		高額療養費制度の見直し	42	248	248
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	—	221	218
	難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立 等	298	2,048	2,089
	年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	10	20	32
	合 計			4,962	(注3) 13,620

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 医療提供体制改革のための新たな財政支援制度(基金)については、上記に加え、公費360億円の上乗せ措置を別途実施。その結果、基金規模は合計904億円。

(注3) 上記の社会保障の充実(13,620億円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置」(1,320億円)について、消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲1,422億円、うち国分: ▲1,143億円、地方分: ▲279億円)を活用して財源を確保。

(注4) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.29兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.53兆円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」等(0.11兆円)の財源をあわせて一体的に確保。

(注5) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注6) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分は厚生労働省、国共済組合の適用分は各省庁に計上。

出典: 厚生労働省